

大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年6月25日

大網白里市長 金 坂 昌 典

規則第22号

大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和8年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑品スクラップ 再生資源物であって、電子機器又は電気機器（使用を終了した電子機器又は電気機器であって、電子機器又は電気機器の内部を取り除く処理が行われたものを除く。）が含まれているものをいう。
- (2) 火災注意品目 再生資源物であって、電池その他の火災の発生のおそれがあるもの又は潤滑油その他の延焼のおそれがあるものをいう。
- (3) 不燃材料 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。

(許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場設置許可（許可の更新）申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項
ア 着工予定年月日

- イ 使用開始予定年月日
- ウ 敷地面積
- エ 用途地域及び地目
- オ 保管する再生資源物の品目及び雑品スクラップの保管の有無
- カ 再生資源物の総保管量
- キ 再生資源物を保管する最大の高さ
- ク 再生資源物の法面の勾配
- ケ 屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法
- コ 再生資源物の溶接、溶断等の有無
- サ 主な受入先及び方法
- シ 主な搬出先及び方法
- ス 屋外保管事業場の責任者の氏名
- セ 屋外保管事業場の従業員数
- ソ 作業の開始時間及び終了時間等
- タ 現場責任者の氏名

(4) 許可申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日並びに許可申請者に第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日

(5) 許可申請者が条例第6条第5項第2号コに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）

(6) 次に掲げる事項を記載した標準作業書

- ア 再生資源物の搬入から搬出までの保管等の工程
- イ 再生資源物の保管の方法
- ウ 排水処理設備、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設

備の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）

エ 廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法

オ 騒音、振動及び悪臭対策の措置

カ 火災予防上の措置

キ 火災注意品目の回収及び保管の方法

ク 屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法

ケ 屋外保管事業場の保守点検の方法

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 雑品スクラップの屋外保管の場所を設ける場合は、屋外保管事業場の周囲に設ける囲いに不燃材料が用いられることが確認できる書類
- (5) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (6) 許可申請者が第1号に掲げる屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (7) 許可申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人である場合には、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）の記載のある住民票の写し（申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。））及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (8) 許可申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (9) 許可申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認めら

れる書類

- (10) 許可申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (13) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（別記第2号様式）
- (14) 説明会等実施状況報告書（別記第3号様式）
- (15) 大網白里市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書の写し
- (16) 緊急時の連絡体制
- (17) その他市長が必要と認める書類及び図面
（屋外保管の基準）

第4条 条例第6条第5項第1号、第18条第1項第1号及び第3項並びに第22条第1項第1号及び第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外保管事業場の構造に係る基準
 - ア 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
 - イ 屋外保管事業場から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- (2) 屋外保管事業場の使用方法に係る基準 前条第1項第6号の標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

2 条例第6条第5項第2号エの規則で定める法令は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

（使用人）

第5条 条例第6条第5項第2号キ、サ及びシの規則で定める使用人は、許可申請者の使用人で、次の各号に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者である場合には、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、再生資源物に係る契約を締結する権限を有する者を置く屋外保管事業場

（許可等の決定）

第6条 市長は、許可申請者から条例第6条第1項の許可の申請があった場合は、その内容を審査した上、許可の要否を決定し、許可をしたときは大網白里市屋外保管事業場設置許可通知書（別記第4号様式）により、許可をしないときは大網白里市屋外保管事業場設置不許可通知書（別記第5号様式）により、当該許可申請者に通知するものとする。

（屋外保管事業場の許可証）

第7条 市長は、屋外保管事業場の設置の許可をしたとき、又は屋外保管事業場の変更の許可をしたときは、大網白里市屋外保管事業場設置（変更）許可

証（別記第6号様式）を交付しなければならない。

- 2 市長は、条例第15条第1項の規定により屋外保管事業場の譲受け等の許可をしたとき、条例第16条第1項の規定により合併若しくは分割の許可をしたとき、又は条例第17条第2項の規定により相続の届出を受理したときは、前項の許可証を書き換えて交付するものとする。

（使用前検査の申請）

第8条 条例第6条第6項（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者（第3項において「使用前検査申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場使用前検査申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 検査の対象となる屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 工事完了年月日
- (5) 使用開始予定年月日

- 2 前項の申請書には、当該屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図その他参考となる書類又は図面を添付しなければならない。

- 3 市長は、条例第6条第6項の検査の結果、屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認めるときは、大網白里市屋外保管事業場計画適合通知書（別記第8号様式）により、使用前検査申請者に通知するものとする。

（事前協議）

第9条 条例第7条の協議は、許可の申請をする日の3月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場設置（変更）事前協議書（別記第9号様式）を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 第3条第1項第3号の屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項
- (4) 第3条第1項第6号の標準作業書

2 前項の事前協議書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 雑品スクラップの屋外保管の場所を設ける場合は、屋外保管事業場の周囲に設ける囲いに不燃材料が用いられることが確認できる書類
- (5) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (6) 許可申請予定者が前号に掲げる屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（許可申請予定者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (7) 緊急時の連絡体制
- (8) 現場責任者となる予定の者の氏名
- (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1項の規定による変更の許可の申請に係る事前協議である場合には、前項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更に係る書類及び図面とする。

4 市長は、事前協議が終了したときは、その結果を大網白里市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書（別記第10号様式）により、許可申請予定者に通知するものとする。

5 許可申請予定者は、前項の規定による通知を受けた日から起算して3月以内に、条例第6条第1項の許可の申請又は条例第13条第1項の変更の許可の申請をしなければならない。

（説明会の開催等）

第10条 条例第8条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設置しようとする屋外保管事業場の境界線からおおむね300メートル以内の地域において住所を有し、又は土地若しくは建物を所有する者若しくは事業者

- (2) 屋外保管事業場が所在する自治会等を代表する者
 - (3) 排水の放流先が農業用排水路である場合には、屋外保管事業場が所在する水利組合
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 許可申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 設置しようとする屋外保管事業場の名称及び所在地
 - (3) 第3条第1項第3号の屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 条例第8条第1項の説明会を開催するときは、周辺住民等の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、あらかじめ、これらの事項を周辺住民等に対し印刷物の配布、周辺住民等の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 4 条例第8条第2項の事由は、次の各号に掲げる事由とする。
- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
 - (2) 許可申請予定者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
- 5 条例第8条第2項の規則で定める措置は、周辺住民等に対して、周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する措置及び周辺住民等の見やすい場所に周知事項を掲示する措置とする。
- (屋外保管事業場に係る掲示板)
- 第11条 条例第9条第1項第1号イの掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次の各号に掲げる事項を表示したものでなければならない。
- (1) 屋外保管事業場である旨
 - (2) 許可の年月日及び許可番号
 - (3) 許可の期間
 - (4) 屋外保管事業者の氏名又は名称及び連絡先

(5) 屋外保管事業場の責任者の氏名及び連絡先

(6) 保管する再生資源物の品目

(屋外保管の高さ)

第12条 条例第9条第1項第2号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

(1) 保管の場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第3号に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合には、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合には、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は3メートルのうちいずれか低いもの

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合には、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合には、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は3メートルのうちいずれか低いもの

ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

イ 前号に規定する高さ

(3) 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のアからウまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

ア 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの2分の1に相当する高さ

イ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ウ 3メートル

(屋外保管に係る飛散防止等のための措置)

第13条 条例第9条第1項第2号エの規則で定める措置は、再生資源物の性状に応じ、屋外保管の場所から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

(屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するための措置)

第14条 条例第9条第1項第4号の規則で定める措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外保管事業場の周囲には、当該屋外保管事業場とその外部を隔てる囲い(雑品スクラップの屋外保管の場所を設ける場合にあっては、不燃材料で造られた囲い)を設けること。
- (2) 再生資源物が再生資源物以外の物と混合するおそれのないように区分して保管すること。
- (3) 火災注意品目(火災の発生のおそれがあるものに限る。次号において同じ。)は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- (4) 前号の規定により処理した火災注意品目の屋外保管を行う場合は、火災注意品目ごとに屋外保管の場所を設け、火災発生時に延焼のおそれがあるものを周囲におかないこと。
- (5) 再生資源物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
- (6) 隣接する雑品スクラップ以外の再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること(当該保管の単位の間隔に火災の延焼を防ぐに足りる仕切りが設けられている場合を除く。)
- (7) 雑品スクラップを取り扱う場合は、雑品スクラップの屋外保管の場所を設けること。
- (8) 隣接する雑品スクラップの保管の単位の間隔及び雑品スクラップの保管の単位とそれに隣接する物との間隔は、3メートル以上とすること。
- (9) 雑品スクラップの屋外保管は、屋外保管事業場の出入り口からの通路が幅員6メートル未満である場所その他市長が消防活動の支障となると認め

る場所で行わないこと。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置
(記録の作成等)

第15条 条例第12条第1項の規定による記録の作成は、毎月、許可屋外保管事業場設置者が前月中における同項各号に規定する事項について、当月末までに記載を終了した帳簿を備えることとする。

2 条例第12条第1項第3号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油及び廃液の品目及び数量
(2) 火災注意品目として回収したものの種類及び数量
(3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第12条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場記録毀損等届出書（別記第11号様式）により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
(3) 許可の年月日及び許可番号
(4) 毀損等の別
(5) 毀損等した記録及びその理由
(6) 再発防止策の検討
(7) 毀損等の年月日
(変更許可の申請)

第16条 条例第13条第1項本文の規定により変更の許可を受けようとする者（以下「変更申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場変更許可申請書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 屋外保管事業場の名称及び所在地

- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更予定年月日
- (7) 変更申請者が法人である場合には、その役員の氏名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日
- (8) 変更申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）
- (9) 変更に係る第3条第1項第6号の標準作業書の記載事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 雑品スクラップの屋外保管の場所を設ける場合は、屋外保管事業場の周囲に設ける囲いに不燃材料が用いられることが確認できる書類
- (5) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (6) 変更申請者が前号に掲げる屋外保管事業場の所有権を有すること（変更申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (7) 変更申請者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (8) 変更申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (9) 変更申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- (10) 変更申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (13) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書
- (14) 説明会等実施状況報告書
- (15) 大網白里市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書の写し
- (16) 緊急時の連絡体制
- (17) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 第6条の規定は、条例第13条第1項の許可について準用する。この場合において、第6条中「第6条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「大網白里市屋外保管事業場設置許可通知書（別記第4号様式）」とあるのは「大網白里市屋外保管事業場変更許可通知書（別記第13号様式）」と、「大網白里市屋外保管事業場設置不許可通知書（別記第5号様式）」とあるのは「大網白里市屋外保管事業場変更不許可通知書（別記第14号様式）」と、「許可申請者」とあるのは「変更申請者」と読み替えるものとする。

（軽微な変更等）

第17条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号の事項のいずれかに係る変更とする。ただし、第5号及び第6号については、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない変更として市長が別に定めるものに限る。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の

氏名

(2) 屋外保管事業場の名称及び所在地（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。）

(3) 法人である場合には、その役員の氏名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日

(4) 未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）

(5) 第3条第1項第3号の屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項

(6) 第3条第1項第6号の標準作業書の記載事項

2 条例第13条第1項ただし書の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場廃止届出書（別記第15号様式）により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 屋外保管事業場の名称及び所在地

(3) 許可の年月日及び許可番号

(4) 廃止の理由

(5) 廃止の年月日

3 条例第13条第1項ただし書の規定による変更の届出は、当該変更の日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場軽微変更届出書（別記第16号様式）により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 屋外保管事業場の名称及び所在地

(3) 許可の年月日及び許可番号

(4) 変更の内容

(5) 変更の理由

(6) 変更の年月日

（屋外保管事業場の譲受け等の許可の申請）

第18条 条例第15条第1項の規定により譲受け又は借受けの許可を受けようとする者（以下「譲受け等申請者」という。）は、当該譲受け又は借受けの

日の30日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場譲受け等許可申請書（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
 - (3) 譲り受け、又は借り受けようとする屋外保管事業場の許可の年月日及び許可番号
 - (4) 譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (5) 譲受け等申請者が法人である場合には、その役員の氏名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日
 - (6) 譲受け等申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 譲受け等申請者が前項に掲げる屋外保管事業場の所有権を有すること（譲受け等申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - (2) 譲受け等申請者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (3) 譲受け等申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (4) 譲受け等申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (5) 譲受け等申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査す

るために必要と認められる書類

(6) 譲受け等申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(7) 譲受け等申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(8) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書

(9) 屋外保管事業場の譲受け等を証する書類の写し

(10) 緊急時の連絡体制

(11) その他市長が必要と認める書類

3 第6条の規定は、条例第15条第1項の許可について準用する。この場合において、第6条中「第6条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、「大網白里市屋外保管事業場設置許可通知書（別記第4号様式）」とあるのは「大網白里市屋外保管事業場譲受け等許可通知書（別記第18号様式）」と、「大網白里市屋外保管事業場設置不許可通知書（別記第5号様式）」とあるのは「大網白里市屋外保管事業場譲受け等不許可通知書（別記第19号様式）」と、「許可申請者」とあるのは「譲受け等申請者」と読み替えるものとする。

（合併又は分割の承認の申請）

第19条 条例第16条第1項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継しようとする者（以下「承継申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場承継承認申請書（別記第20号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 屋外保管事業場の名称及び所在地

(4) 合併又は分割の方法及び条件

- (5) 合併又は分割の理由
- (6) 合併又は分割の時期
- (7) 役員の名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の名、住所及び生年月日
- (8) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継する法人に係る次に掲げる事項
 - ア 名称及び住所並びに代表者の名
 - イ 役員となる者の名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人となるものがあるときは、その者の名、住所及び生年月日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併契約書又は分割契約書の写し
- (2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該屋外保管事業場を承継する法人が条例第6条第1項の許可を受けた者でない法人である場合には、当該法人に係る次に掲げる事項
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員住民票の写し及び登記事項証明書
 - ウ 第5条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
 - エ 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - ア 役員となる者の住民票の写し
 - イ 第5条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し
- (4) 緊急時の連絡体制
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第6条の規定は、条例第16条の市長が承認するときについて準用する。この場合において、第6条中「許可等」とあるのは「承認等」に、「第6条第1項」とあるのは「第16条」と、「許可の」とあるのは「承認の」と、「許可を」とあるのは「承認を」と、「大網白里市屋外保管事業場設置許可通知書

(別記第4号様式)」とあるのは「大網白里市屋外保管事業場承継承認決定通知書(別記第21号様式)」と、「大網白里市屋外保管事業場設置不許可通知書(別記第5号様式)」とあるのは「大網白里市屋外保管事業場承継不承認決定通知書(別記第22号様式)」と、「許可申請者」とあるのは「承継申請者」と読み替えるものとする。

(相続の届出)

第20条 条例第17条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市屋外保管事業場承継届出書(別記第23号様式)により行うものとする。

- (1) 氏名、住所及び生年月日並びに被相続人との続柄
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 被相続人の氏名、死亡時の住所及び生年月日
- (5) 相続の開始の日
- (6) 相続人が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日(法定代理人が法人である場合には、その名称、住所及び生年月日、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日)
- (7) 相続人に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、住所及び生年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 住民票の写し及び相続人の登記事項証明書
- (3) 相続人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (4) 相続人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- (5) 相続人に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- (6) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書
- (7) 緊急時の連絡体制
- (8) その他市長が必要と認める書類及び図面
(許可を取り消された屋外保管事業場の廃止基準)

第21条 条例第19条第3項の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 許可を取り消された屋外保管事業場に再生資源物が保管されていないこと。
- (2) 許可を取り消された屋外保管事業場に屋外保管に伴って生じる廃棄物が保管されていないこと。
(立入検査の身分証明書)

第22条 条例第21条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証（別記第24号様式）とする。

(公表)

第23条 条例第23条第1項の規定による公表は、掲示及びインターネットの利用その他の方法により行う。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(既存屋外保管事業場等の取扱い)

2 条例附則第7項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市既存屋外保管事業場届出書（別記様式第25号）により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 既存屋外保管事業場の名称及び所在地

3 条例附則第8項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市既存屋外保管事業場構造等届出書（別記様式第26号）により行うものとする。

(1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 既存屋外保管事業場の名称及び所在地

(3) 既存屋外保管事業場に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項

ア 設置年月日

イ 敷地面積

ウ 用途地域及び地目

エ 保管する再生資源物の品目及び雑品スクラップの保管の有無

オ 再生資源物の総保管量

カ 再生資源物を保管する最大の高さ

キ 再生資源物の法面の勾配

ク 屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法

ケ 再生資源物の溶接、溶断等の有無

コ 主な受入先及び方法

サ 主な搬出先及び方法

シ 既存屋外保管事業場の責任者の氏名

ス 既存屋外保管事業場の従業員数

セ 作業の開始時間及び終了時間等

ソ 現場責任者となる予定の者の氏名

(4) 法人である場合には、その役員の氏名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日

(5) 未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）

(6) 第3条第1項第6号の標準作業書の記載事項

4 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 既存屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 既存屋外保管事業場内の配置図
- (4) 雑品スクラップの屋外保管の場所を設ける場合は、屋外保管事業場の周囲に設ける囲いに不燃材料が用いられることが確認できる書類
- (5) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (6) 従前の屋外保管事業者（条例附則第7項に規定する従前の屋外保管事業者をいう。以下同じ。）が第4項第1号に掲げる既存屋外保管事業場の所有権を有すること（従前の屋外保管事業者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (7) 従前の屋外保管事業者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (8) 従前の屋外保管事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (9) 従前の屋外保管事業者が法人である場合には、その役員住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 従前の屋外保管事業者が第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- (13) 条例附則第9項に規定する措置を行ったことを報告する書類
 - (14) 緊急時の連絡体制
 - (15) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 5 条例附則第9項の規則で定める措置は、第10条第5項に規定する措置とする。
- 6 条例附則第14項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市みなし屋外保管事業場届出書（別記様式第27号）により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) みなし屋外保管事業場の名称及び所在地
- 7 条例附則第15項の規定により読み替えて適用する第8項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した大網白里市みなし屋外保管事業場構造等届出書（別記様式第28号）により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) みなし屋外保管事業場の名称及び所在地
 - (3) みなし屋外保管事業場に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項
 - ア 設置年月日
 - イ 敷地面積
 - ウ 用途地域及び地目
 - エ 保管する再生資源物の品目及び雑品スクラップの保管の有無
 - オ 再生資源物の総保管量
 - カ 再生資源物を保管する最大の高さ
 - キ 再生資源物の法面の勾配
 - ク 屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法
 - ケ 再生資源物の溶接、溶断等の有無
 - コ 主な受入先及び方法
 - サ 主な搬出先及び方法
 - シ みなし屋外保管事業場の責任者の氏名
 - ス みなし屋外保管事業場の従業員数

セ 作業の開始時間及び終了時間等

ソ 現場責任者の氏名

(4) 法人である場合には、その役員の氏名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日

(5) 未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）

(6) 第3条第1項第6号の標準作業書の記載事項

8 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) みなし屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図

(2) みなし屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図

(3) みなし屋外保管事業場内の配置図

(4) 雑品スクラップの屋外保管の場所を設ける場合は、屋外保管事業場の周囲に設ける囲いに不燃材料が用いられることが確認できる書類

(5) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面

(6) 当該みなし屋外保管事業場について千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号）第8条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類

(7) みなし屋外保管事業者（条例附則第12項に規定するみなし屋外保管事業者をいう。以下同じ。）が附則第8項第1号に掲げるみなし屋外保管事業場の所有権を有すること（みなし屋外保管事業者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

(8) みなし屋外保管事業者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(9) みなし屋外保管事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- (10) みなし屋外保管事業者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) みなし屋外保管事業者が第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (12) みなし屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (13) みなし屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (14) 条例附則第16項において準用する第9項に規定する措置を行ったことを報告する書類
- (15) 緊急時の連絡体制
- (16) その他市長が必要と認める書類及び図面